

## 住宅型相続時精算課税制度の改正

**Q** : 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の改正があったそうですが、どのような点が改正されたのですか？

**A** : 耐震基準を満たす一定の既存住宅が範囲に加えられました。

### 【解説】

一定の要件を満たす受贈者が、その年1月1日において65歳未満の者から贈与により住宅取得資金等を取得し、次の条件を満たす新築、取得又は増改築等を行った場合には、その受贈者は、住宅型の相続時精算課税制度を選択することができます。今年度の改正によって、耐震基準に適合した住宅が加わりました。

- ① 家屋の床面積の2分の1以上が居住用であること
- ② 1棟の家屋で床面積が50㎡以上であること
- ③ 区分所有建物である場合は、専有部分の床面積が50㎡以上であること
- ④ 日本国内にあること
- ⑤ 次のいずれかの要件を満たすこと

#### イ. 耐火建築物以外

- ・ 建築後20年以内であること
- ・ 地震に対する安全性に係る基準に適合するもので一定のもの

#### ロ. 耐火建築物

- ・ 建築後25年以内であること
- ・ 上記イの地震の要件を満たすもの

なお、この取扱いは、平成17年4月1日以後に取得した住宅からの適用になります。

